

監査指導室が行う指導及び監査について

奈良県福祉医療部 監査指導室

TOPICS

- ◆ 県が実施する指導・監査について
- ◆ 業務管理体制の確認検査について

県が実施する指導・監査について

指導・監査

監査指導室は、国が定めた指針「介護保険施設等の指導監督について」(平成18年10月23日付け老発第102301号)により、県が定めた「奈良県介護保険施設等指導実施要綱」並びに「奈良県介護保険施設等監査実施要綱」に基づき、介護保険制度の円滑な運営のため、集団指導・運営指導・監査を行っています。

「介護保険施設等の指導監督について」



「奈良県介護保険施設等指導実施要綱」

「奈良県介護保険施設等監査実施要綱」

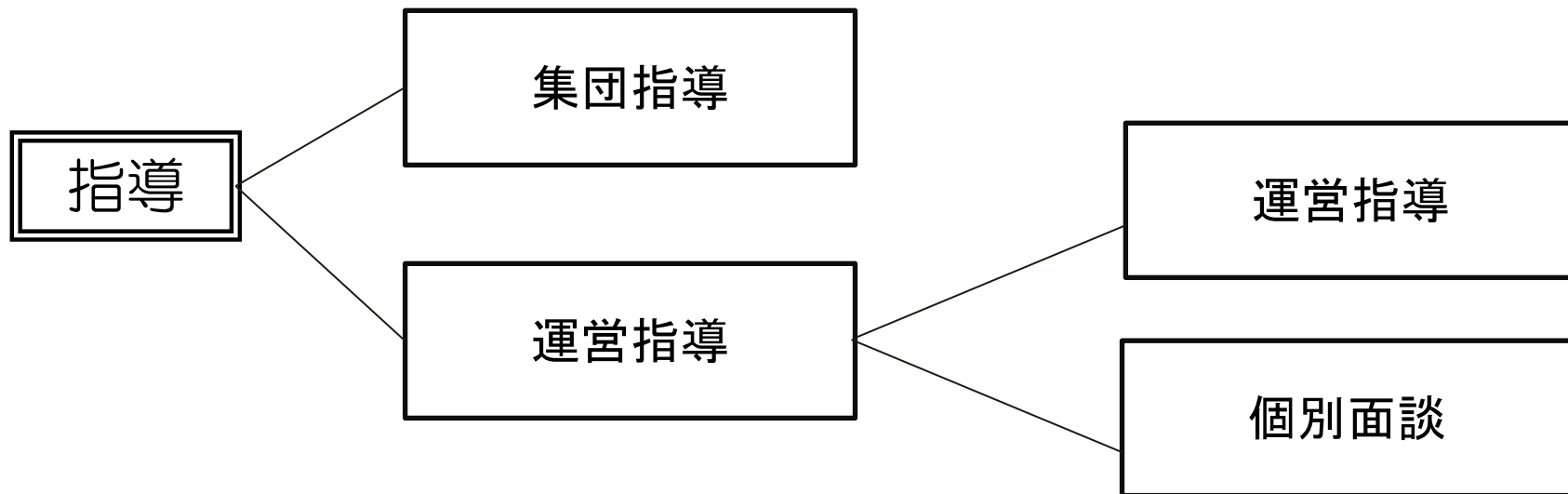


- 集団指導
- 運営指導
- 監査

介護保険制度の円滑な運営

県が実施する指導・監査について

指導とは



指導は、居宅サービス等の利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護サービス事業者を支援することを基本とし介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的としています。

県が実施する指導・監査について

指導－集団指導と運営指導

集団指導

居宅サービス等を行う複数の事業所に対して、県の庁舎等特定の場所で行います。基準や介護報酬の内容、制度改正や過去の指導事例等について講習を行います。制度の理解を促進し、適正な運営が図られるよう情報提供を実施します。

運営指導

施設サービス、居宅サービス等を行う事業所及び施設に対して行います。県が単独で行う場合と、市町村と合同で行う場合があります。

- 運営指導 • • • 事業所や施設等実地で行います。
- 個別面談 • • • 県の庁舎等特定の場所で行います。

県が実施する指導・監査について

指導－運営指導

運営指導

（最低基準等運営体制指導）

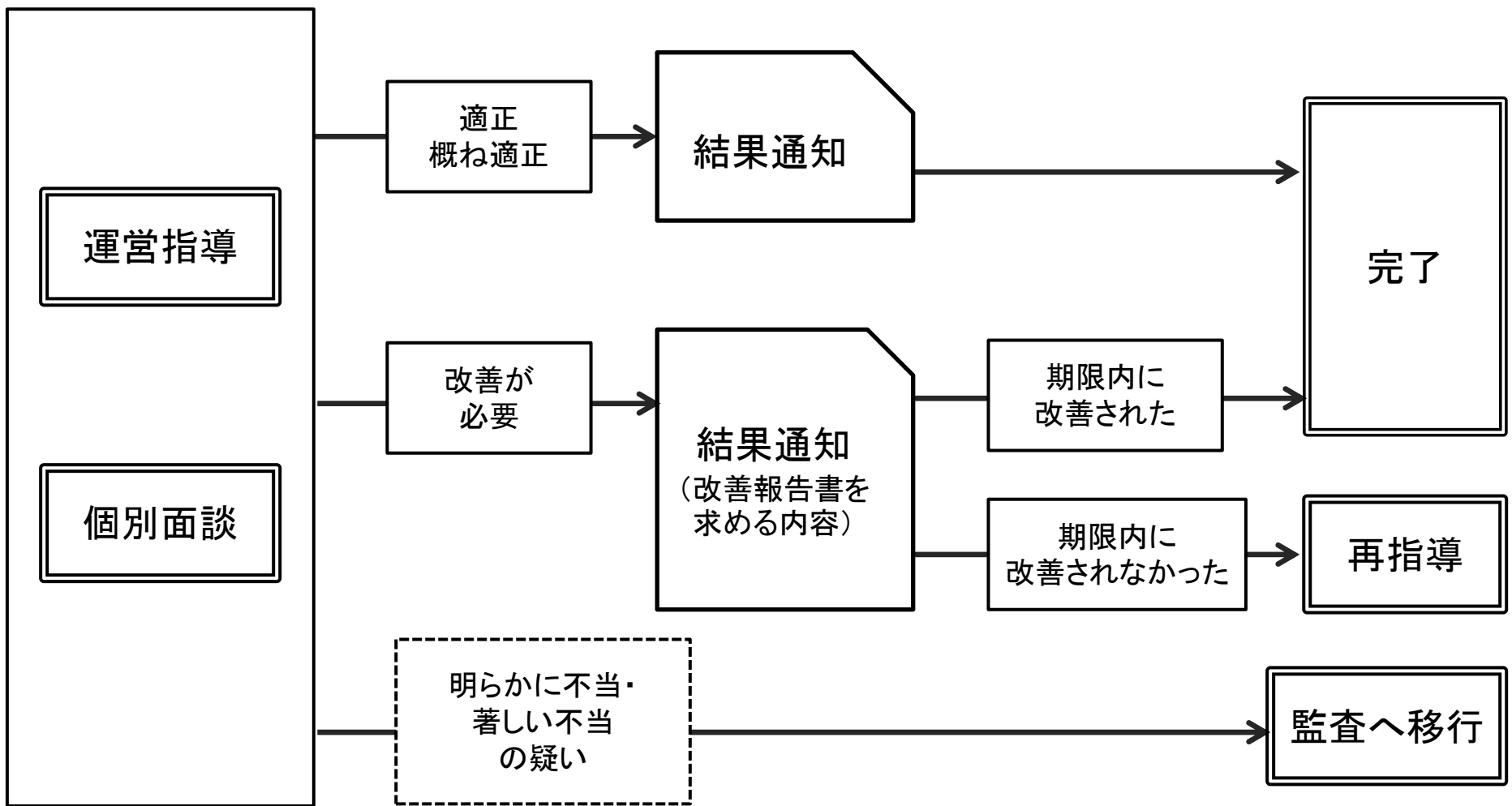
- ・ 高齢者の尊厳のある生活支援の実現に向けたサービスの質の確保・向上が図られるよう、人員基準・設備基準・運営基準を基に運営上の指導を実施します。
- ・ 高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、虐待や身体拘束のそれぞれの行為についての理解の促進、防止のための取り組みの促進について指導を行います。

（報酬請求指導）

- ・ 本体報酬や各種加算等について、報酬基準等に基づき必要な体制が確保されているか、ケアプランに基づきサービス提供がされているか等をヒアリング形式で確認し、請求の不適切な取扱いについては是正を指導します。
（不適切な請求等が確認された場合、必要に応じ過誤調整等の行政指導を行います。）

県が実施する指導・監査について

指導の流れ



県が実施する指導・監査について

監査

指定基準違反又は不正若しくは著しく不当な介護報酬等の請求が疑われるなどの対象事案が発覚したときは、事実関係を的確に把握し、速やかに実施します。また、運営指導中に次に該当する状況に至った場合は、運営指導を中止し、直ちに実地監査に切り換えて実施することがあります。

- ① 著しい指定基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断される場合
 - ② 介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合
- なお、監査の結果、架空請求、水増し請求等の不正行為が明らかになった場合は、改善勧告、改善命令及び公示、指定の取消等厳正に対応します。

【監査の結果、過去において指定取消となった事例】

- ・サービスの種類：訪問介護
- ・指定取消の理由：介護給付費の不正請求（介護保険法第77条第1項第6号）
- ・不正請求の内容：
 - ① 架空請求（県内に居住する利用者に対し、訪問介護を行っていないにもかかわらず、訪問介護を行ったとして介護給付費を不正に請求し、受領した。）
 - ② 同居家族による訪問介護（県内に居住する利用者に対し、その同居家族である訪問介護員に訪問介護を行わせ、介護給付費を不正に請求し、受領した。）
- ・返還請求金額：約170万円（40%加算金を含む。）

県が実施する指導・監査について

監査（参考）

【処分根拠条文】介護保険法（例：居宅サービス事業者の場合）

（指定の取消し等）

第七十七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～二（略）

三 指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。

四 指定居宅サービス事業者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

五（略）

六 居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

七 指定居宅サービス事業者が、第七十六条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第七十六条第一項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

九～十三（略）

2 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行った指定居宅サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

（参考：他サービスの処分根拠条項）

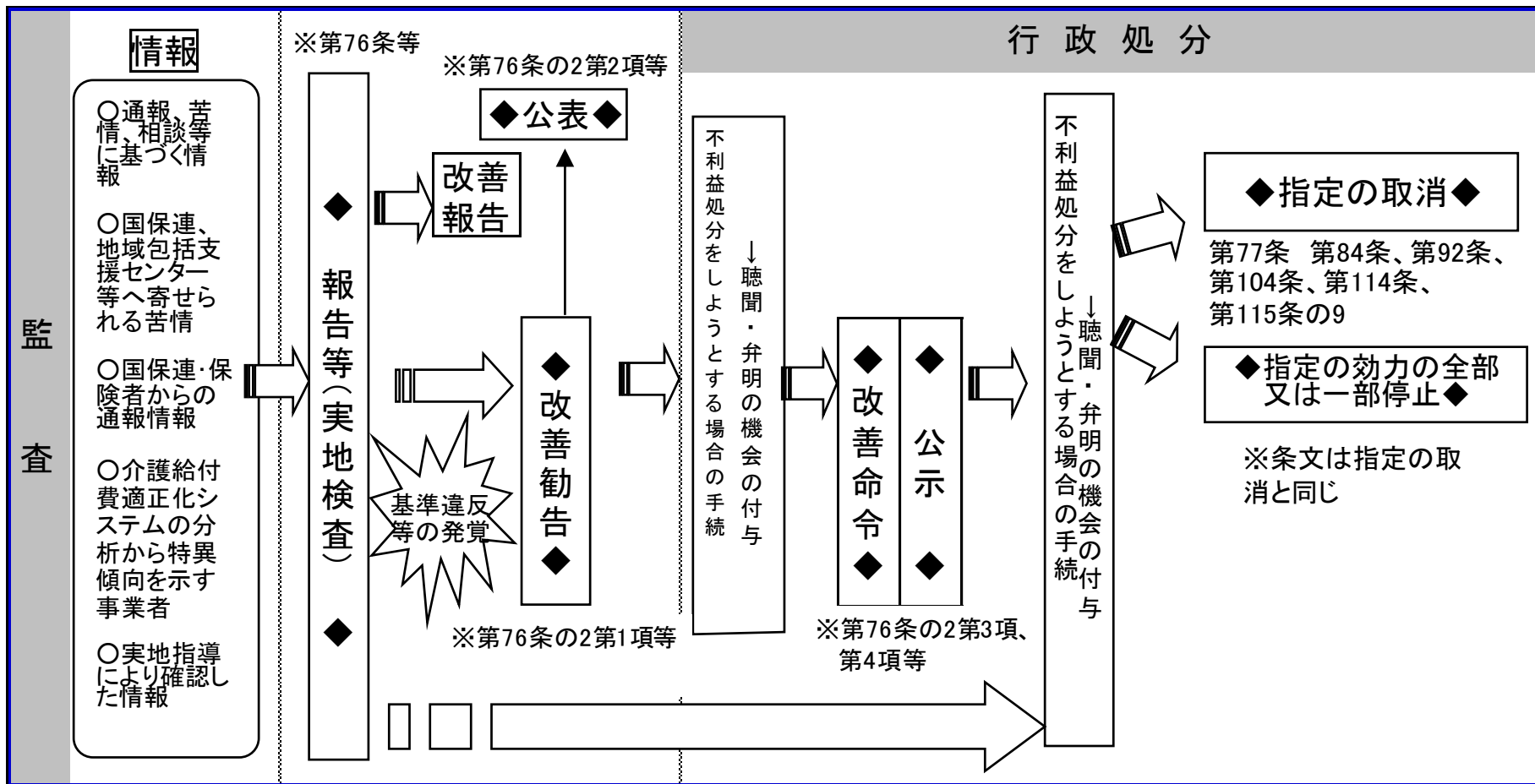
居宅介護支援：第八十四条、介護老人福祉施設：第九十二条、

介護老人保健施設：第百四条、介護療養型医療施設：第百十四条、

介護予防サービス：第百十五条の九

県が実施する指導・監査について

監査の流れ



業務管理体制の確認検査について

確認検査（一般検査・特別検査）

監査指導室では、不正行為の未然防止及び介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図るため、業務管理体制の整備・運用状況の確認検査を実施します。

一般検査

届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認します。

- ・届出事項の内容について書類等を検査前に提出していただき、運営指導の際に法令遵守責任者等から下記「確認内容」について聞き取りを行います。
- ・整備状況が不備・不明瞭な場合、出頭を要求し状況を聴取し改善を求めます。
- ・改善が見込まれない場合は、事業者本部等への立入検査を実施します。

確認内容

- ①法令遵守責任者の役割及びその業務内容
- ②業務が法令に適合することを確保するための法令遵守規程の内容
- ③業務執行の状況の監査の実施状況

特別検査

指定介護サービス事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合に実施します。

- ・介護サービス事業所において指定取消処分相当の事案が発覚した場合、組織的な関与の有無を検証するため、事業者本部等への立入検査等を行います。
- ・組織的関与が認められた場合、他の指定事業所の指定・更新を拒否することとなります。

検証内容

- ①業務管理体制の問題点及びその要因
- ②指定等取消処分相当事案への組織的関与の有無